

知財の価値評価機関設立について

知的財産価値評価機関設立検討委員会

知財の価値評価機関設立について（要旨）

バブル崩壊後の混乱の中で、エネルギー資源を持たないわが国は、技術立国の道を目指し、大学や国公立の研究機関の技術を積極的に社会に還元するために産官学の連携を強化する政策を進めてきた。この政策の一環として、知的財産の積極的活用に目が向けられるようになった結果、当然にその価値評価を含む戦略的思考が次の課題となるに至った。このようにして知的財産の価値評価に関する社会的関心が急速に高まる中で、2003年1月には、金融庁が特許・著作権の信託を解禁するに至り、各権利個別の具体的評価を重視する我々弁理士の価値評価とは次元の異なる、抽象的で観念的な価値評価が急速に浮上するに至っている。このような、抽象的、観念的な価値が一人歩きを始めるのに問題はないであろうか。少なくとも我々弁理士が見て明らかに有用でない権利については、これを評価対象から除外することができるように、個別具体的な評価を前提とする2段階評価のような形で、我々弁理士が深く関わるべきではないか。しかしながら、我々の考えを迅速に社会に発信して行かなければ、弁理士は社会から取り残されるおそれがある。このような事態を回避するためには、日本弁理士会が知的財産価値評価機関を速やかに立ち上げ、知財評価のオピニオンリーダーとしての役割を担う必要がある。

目次

1. はじめに
2. バブル崩壊後の知的財産関連政策の変化
3. 日本弁理士会におけるこれまでの議論
4. 平成15年度の議論
5. 急がれる評価機関の設立（一般社会の現状）
6. おわりに

.....

1. はじめに

バブル崩壊後、日本は、戦後の経済成長を実現させた護送船団方式から国際競争の時代に相応しい経済構造への転換を行うべく模索を始めた。しかしながら、バブル崩壊から既に10年以上が経過しているにもかかわらず、尚、暗中模索の状態が続いている。この模索の中で、長くて深い不況を乗り越え、これまでになく長期間好況を維持してきた米国の成功には、アンチパテント政策からプロパテント政策への政策転換が多額の貢献をなしたことが明らかになるに従い、わが国も、知的創造サイクルを土台とする技術立国を目標とするに至った⁽¹⁾。このような政策の必然的結果として、従来の単なる出願大国に決別し、戦略的に知的財産権を取り扱う事が要求され、知的財産権の価値評価に焦点が当てられるに至った⁽²⁾。この情勢の変化を受け、会計士等が果敢に知的財産の評価に挑戦を始めている一方で、知的財産の専門家であると自他共に認められ

ている筈の弁理士が、知的財産評価の分野に出遅れている事は残念である。

社会的ニーズが確かになるようとしている現在、率先して知的財産評価を行って行ってこそ弁理士の社会的貢献が認められるであろう。ここに我々は、日本弁理士会が早急に知的財産価値評価機関を設立する必要があると考えるものである。

2. バブル崩壊後の知的財産関連政策の変化

バブル崩壊後の混乱の中で、エネルギー資源を持たないわが国は、技術立国の道を目指して1995年に科学技術基本法を制定し、翌1996年には第1期科学技術基本計画が策定された。そして、大学や国公立の研究機関の技術を積極的に社会に還元するために産官学の連携を強化すると共にベンチャーの起業を促すべく、1998年には大学等技術移転促進法（TLO法）が制定された。次いで、1999年には産業活力再生特別措置法が制定され、2000年には、教員の、研究成果活用企業との役員兼業を認める事とすることによって人的交流を促進し、更なる人材の活用を図ることを意図した産業技術力強化法が制定された。

更に、2001年には第2期科学技術基本計画が策定され、優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革の一環として、公的研究機関から産業界へ技術

移転するための環境整備と、公的研究機関の研究成果を活用した事業化の促進を主な内容とする、産業技術力の強化と産官学連携の仕組みの改革がうたわれた。

このように、知的財産の積極的活用が目向けられるようになった結果、当然にその価値評価を含む戦略的思考が次の課題となり、2002年1月には知的財産戦略会議が設置された。次いで、同年7月3日には知的財産戦略大綱が発表され、知的創造サイクルを確立し、「知的財産立国」とする事を目標とする事、その為、全国数十か所の主要な国立大学に「知的財産本部」を整備することを2003年度までに開始することが明確にされた。更に、同年12月4日には知的財産基本法が公布され、これが2003年3月1日に施行されると共に知的財産戦略本部が設置され、知的財産推進計画対応のための具体的な項目の1つとして、「知的財産の価値評価手法」を経済産業省が04年度までに検討整理することが盛り込まれるに至った。

このような中で、2003年5月には(財)知的資産評価流通機構(仮称)が、その設立趣意書、目的、組織体制(案)を発表して活発な活動を開始する一方、この分野に対する一般企業や会計士等の積極的な参加も始まっている⁽³⁾。

3. 日本弁理士会におけるこれまでの議論

上記のような社会情勢の変化に対応して、日本弁理士会でも、以下に示すように、重要な議論や調査報告がなされてきた。

(i) 平成8年度弁理士会総合政策検討委員会

「工業所有権の価値評価に関する弁理士、弁理士会の関与の検討」が諮問された結果、下記の答申がなされ、タイムスケジュールも提案されている。

「(1) 弁理士はその専門とする分野において、工業所有権の価値評価(以下単に、価値評価ということがある。)に関与可能であり、また、税理士、公認会計士、技術士、学者等の他の専門家と協同して、評価価格を結論とするような価値評価に関与可能である。

(2) 弁理士会は、価値評価に関する研究、会員の研修、評価マニュアルの作成、評価依頼の受け付け、担当会員の紹介、評価グループの結成、評価引き受け会員リストの作成及びこれらに関連する事業を行うのが望ましい。」

(ii) 平成8年度特許委員会

この委員会には、「工業所有権の財産評価の検討について」が諮問され、「特許権の担保価値」に的を絞った検討がなされた結果、「特許権の法務的な調査、先行発明との抵触判断、基本特許であるか周辺特許であるか否か、クレームの広狭等の担保適格性の判断については弁理士が十分に関与し得る分野である。」との確認がなされた他、特許権の担保価値を評価する一般的な手法として、収益還元法が紹介された。

(iii) 平成9年度特許委員会

この委員会では、諮問事項の(3)である、「工業所有権の担保価値評価の検討」に対する議論がなされ、特許権の担保価値評価の手法についての試案が答申書に盛り込まれた。この試案では、特に特許権の強さを、弁理士の専門性をもって総合的且つ具体的に評価し、これを対象製品の収益における寄与率に反映させる点が特徴となっている。

(iv) 平成12年度特許委員会

この委員会に対して「特許権の価値評価についての調査・研究」が諮問された結果、裁判所から依頼される特許権(実用新案権)の鑑定評価に対する、価格を算定するための画一的な算定方法が模索され、その内容が第1部会の報告書で明らかにされた⁽⁴⁾。

(v) 新規業務検討委員会

新弁理士法の制定を受けて、新たに「新規業務検討委員会」が設置され、「新弁理士法により拡大する各業務の具体的な内容の調査検討」が諮問された結果、財産的価値評価についての鑑定を含む「鑑定」について、下記のように理解すべきことが答申された。

「(1) 以下の鑑定は専権業務に含まれる。

① 特許(登録)可能性に関する鑑定

なお、調査における登録性の判断もこれに含まれる

② 審判請求の成否に関する鑑定

③ 審決取消訴訟の成否に関する鑑定

④ 異議申立ての成否に関する鑑定

⑤ 裁定の成否に関する鑑定

⑥ 行政不服審査法に基づく不服申立ての成否に関する鑑定

- ⑦ 特許発明の技術的範囲などに関する鑑定
- (2) 以下の鑑定は業務範囲に含まれると解される。
- ⑧ 法定実施権（使用权）の有無に関する鑑定
- ⑨ 侵害の成否に関する鑑定
- ⑩ 財産的評価に関する鑑定

(vi) 平成13年度発明等評価検討委員会

上記の「新規業務検討委員会」の答申を受け、平成13年度発明等評価検討委員会に対して、

- (1) 知的財産の価値評価に関する社会的ニーズの調査、研究
- (2) 知的財産の価値評価に関し、本会がなすべき事項及びその実行のための機構についての研究、企画、立案

の諮問が出された結果、今後も極めて重要な位置を占めると予想される「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」が出されると共に、委員会の審議結果として、知的財産の価値評価ニーズが社会的に極めて高く、今後一層そのニーズが高まると予想されること、及び、日本弁理士会は、速やかに価値評価の特別な機関の設置や各弁理士に対する対策をとるべきことが明確にされた。

(vii) 平成14年度知的財産価値評価機関設立検討委員会

これらの積み上げの後、新たに「知的財産価値評価機関設立検討委員会」が設置され、

- (1) 評価用マニュアルに関する調査、研究、企画、立案
- (2) 「知的財産価値評価機関」（仮称）を設置するための研究、企画、立案
- (3) 評価依頼に対する当会の対処方法について

の諮問が出された結果、日本弁理士会に対して裁判所から現実に依頼されている譲渡価格評価について、知的財産権評価マニュアルが作成されると共に、知財評価の現状を踏まえた上で、日本弁理士会が知財評価機関を設立すべきか否か、及び、設立した場合の機能について検討され、日本弁理士会に知的財産評価機関を設立すべきであるとの答申が出された。

4. 平成15年度の議論

平成15年度の「知的財産価値評価機関設立検討委員会」に対する審議委嘱事項は、

- (1) 「知的財産価値評価機関」（仮称）を設立するための具体的方策の検討、企画、立案
- (2) 評価用マニュアルに関する調査、研究、企画、立案
- (3) 海外の価値評価手法、評価機関の調査、研究、検討であり、「裁判所等からの依頼による評価人を選任すること」が依頼された。

この委員会では、前年度委員会の答申を受け、平成16年4月の開設を目標に総会設置の評価機関設立のための具体的事項を検討し、9月には中間報告を提出した。

この中間報告は、裁判所から日本弁理士会に対して知財の価値評価鑑定人推薦依頼が来ているという現実から、裁判所が弁理士を知財評価に関する専門家として認定している事、及び弁理士の協力を必要としている事を認識し、「日本弁理士会は速やかに知的財産価値評価機関（仮称）を立ち上げ、弁理士の知的財産価値評価に対する専門家としての社会的地位を確立すると共に裁判所に対する協力体制を整え、更に、大学や民間企業などからのニーズにも答えられるように、機関の拡充強化を進め、技術立国の中核を担う覚悟をすると共に、知的財産価値評価への弁理士の関与に対し、具体的に積極的な諸施策を講ずるべきである（従って、設立時には裁判所案件のみを対象とする）」との立場から作成された。

しかしながら、この中間報告が正副会長会で熱心に審議された結果、時間的に総会設置は困難であると判断された。そこで、当委員会は、評価方法や評価マニュアルの整備、評価機関の形態等についての更なる検討を進める中で会員諸氏の意見をさらに反映させ、社会のリーダーとして真に相応しい機関の設立を目指すこととし、本会誌などを活用して皆様方に現状をお知らせすると共に関心を高めて頂き、或いは、本年2月～3月に予定している知的財産権に関する研修に積極的に参加して頂くことにより、会員諸氏の熱い支援を頂くことを切望している。

5. 急がれる評価機関の設立（一般社会の現状）

ここ数年における日本での知財価値評価に対する関心は急速に高まってきた。このことを、「パテント・サロン」のウェブサイトに掲載されているニュースを参考にして外観すると下記ようになる。

大学のTLO等で日本より大きく先行する米国では、

知的財産の評価についてもわが国より先行し、1999年1月には特許・ライセンスのオークションサイト「pIX」が出現した。日本における知財評価に対する関心もこれによって一気に高まり、2000年3月には、オンライン特許市場である米国 yet 2.com に、日本を代表する企業であるトヨタが取引に参加する事を発表した。

更に、2000年5月に交付された「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」により、同法施行後の資産流動化法上の特定目的会社の対象資産が拡大され、特許権等の知的財産権の流動化・証券化も可能となり、2000年11月には、米国企業の pIX とソフトバンク・ファイナンス及び伊藤忠商事が、日本法人ピー・エル・エックス株式会社を設立し、日本での特許等の無体財産の取引を扱うことが発表されるに至り、無体財産の価値評価に対する関心が更に高くなってきた。国際的にも、米英の2社が提携し、2000年12月には特許仲介の国際サイトが始動した。

このようになると、企業価値の考え方も大きく変化せざるを得なくなる。従来は、企業価値の大部分は有形資産（土地、建物、機器等）であると考えられてきたが、技術革新と情報化によって、企業価値の7割以上が無形資産（ブランド、ノウハウ、特許等）といわれるようになり、企業の競争力の源泉は無形資産にあると言われるようになってきた⁽⁵⁾。

2002年に入ると、インスパイア・テクノロジー・リソース・マネジメント社が、従来の投資業務に加え、未利用特許・ライセンス業務を開始することを発表し、NEC、三菱電機、三井住友海上グループ、ソフトバンク・ファイナンス、オムロン、スズキ、関西ペイント、松下電器、富士ゼロックス、アルプス電気、花王など、日本を代表する企業が、何らかの形で知的資産の管理運用の強化策を具体化するに至った。

このような中で、知的財産に対する信託業務も検討され、2003年1月には金融庁が特許・著作権の信託を解禁するに至り、更に、信託3業務が登録制となって知財評価分野への新件参入も容易となる中で、各権利個別の具体的評価を重視する我々弁理士の価値評価とは次元の異なる、抽象的で観念的な価値評価が急速に浮上するに至っている。

このような、抽象的、観念的な価値が一人歩きを始

めて良いのであろうか。少なくとも、価値がないと分かる権利を除外したり、核となる権利についての個別具体的な評価を前提とする2段階評価体勢をとるなど、我々弁理士が深く関わるべきではないか。しかしながら、我々の考えを迅速に社会に発信して行かなければ、弁理士は社会から取り残されるおそれがある。ここに、日本弁理士会が関与する知的財産価値評価機関を速やかに社会に認知させる必要性がある。

6. おわりに

上記の簡単な紹介からも明らかのように、知的財産に関する社会の価値評価への関心が急速に高まっており、それに伴って裁判所、企業を中心とする民間、大学その他の研究機関などから、弁理士に対する期待も高まっている。知的財産仲裁センターでもこの問題の検討を開始しているが、知的財産の中心に位置している弁理士として、我々は明確且つ早急にこの社会の期待に対してメッセージを発信していく必要がある。2003年12月には、IP トレーディング・ジャパン株式会社が、みずほ証券と共同で知的財産信託も視野に入れたIP インキュベーションファンドを設計した⁽⁶⁾というように、知財評価に対する社会のニーズは確実に増加する傾向を見せている。2004年1月19日の小泉総理の施政方針演説にも、「知的財産立国」が盛り込まれた。

完全である必要はない。常に改善する事を前提とし、早急に弁理士会として評価機関を設立しようではないか。2月～3月には、東京、大阪、名古屋で知的財産評価をテーマに研修を開催することになっている。皆様方の高まった関心をばねに、急速な進展を望むものである。

注

- (1) 例えば、荒井寿光 著、(社)発明協会発行「特許はベンチャー・ビジネスを支援する」参照
- (2) 2002年7月3日に発表された知的財産戦略大綱参照
- (3) 例えば、日本知財学会、第1回研究発表会・シンポジウム
 - (1) 「知的財産会計基礎講座」、公認会計士 長谷部智一郎
 - (2) 1C22, 「判例に見る相当の対価算定に関する比較分析」、(株)ミレアホールディングス 石井康之
 - (3) 2A21, 「知的財産価値評価の現状に対する考察と提言」、ジェイフォン(株) 佐藤公司
 - (4) 2A33, 「日本公認会計士協会 計算鑑定人マニュアルの概要」、中央青山監査法人 木村章展
- (4) パテント誌、11月号、13-20頁(2001年)、「特許権の価

値評価についての調査・研究に関する報告書（平成12年度特許委員会）

(5) 「企業における知的財産の経済的価値評価のあり方」, 日本知的財産協会, 2002年度 知的財産管理第2委員会報告参照。

(6) <http://www.iptj.co.jp/japanese/>

参考：知的財産に関連する、主な政治的環境整備

○1995年：科学技術基本法

○1996年：第1期科学計画基本計画策定

○1998年：大学等技術移転促進法（TLO法）

○1999年：産業活力再生特別措置法

○2000年：(1) 産業技術力強化法

(教員の、研究成果活用企業との役員兼業が可)

(2) 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律公布

○2001年：第2期科学技術基本計画策定

○2002年：知的財産戦略会議設置（1月）

知的財産基本法成立12月4日公布

○2003年：知的財産戦略本部設置（3月）

（文責：滝田 清暉）

（原稿受領 2004.1.9）

第2回タウンミーティング「知的財産セミナーin福岡」の開催報告

副会長 松尾 憲一郎

1. 平成16年1月17日（土）福岡市の西鉄グランドホテルで標記知財セミナーが開催された。

昨年10月に鹿児島市で開催された第1回タウンミーティングに次ぐもので、前回は商標を主体としたセミナーに対し、今回は、著作権を主体として、前文化庁著作権課長の岡本薫課長（現文部科学省研究振興局学術研究助成課長）にご講演をいただいた。

講演に先立ち、麻生 渡 福岡県知事のご挨拶と久貝 卓 内閣参事官の基調講演をいただき、また中途より著作権を管轄する文部科学省の原田義昭副大臣にお越しいただきご挨拶をしていただいた。

2. 参加者数は300名を予定したが、実際は約430名という前回の鹿児島市のセミナーをはるかに上回る参加者数となり、元気都市福岡の面目躍如ということか。

参加者の内訳は、著作権というテーマのせい、デザイン学校の生徒や広告代理店、デザイナーその他キャラクターやコピーライトに関係する業者が多かった。

中には、知的財産の啓蒙を狙った社員教育の一環として地元大企業からの多数の参加者もあった。この意味では、久貝参事官の基調講演は、知財の現況を正しく認識するために極めて有用なお話であったと思われる。

3. 著作権の講演については、まことに流暢な岡本課長の弁舌で、現場の著作物の権利の解釈が興味深く語られ、2時間にわたる講演時間が短く感じられる程の興味津々たる内容であった。

一昨年来、私が密かに企画していた九州での本格的な著作権講演会、とりわけ岡本課長を招聘しての講演がこのようなタウンミーティングという形で実現したことについて大変有難く思っている。

ミスター著作権と称される岡本課長ならではの講演であったと密かに自負している次第である。

ともかくにも、昨年から九州において第1回及び第2回のタウンミーティングが開催されていづれの会場でも超満員の盛況であったことを考えると、このタウンミーティングが日本弁理士会の知財への取り組みを世に十分にアピールするツールとなり、かつ知財の現況及びその重要性を世に認識させる重要なイベントとなったことは疑いのないところである。

今後更に全国で日本弁理士会開催のタウンミーティングが成功していくことを願って第2回タウンミーティングの報告と致します。

